

教職第19-2号
令和4年4月1日

各市町村教育委員会教育長 }
各市町村立学校長 } 様

埼玉県教育局教育総務部教職員課長
(公印省略)

給与関係例規の改正について(通知)

下記の給与関係例規の改正について通知します。

記

- 1 時間外勤務手当の手当額算定の基礎となる勤務1時間あたりの給与額の算定方法について

$$\frac{(\text{給料月額}^{\ast 1} + \text{給料月額}^{\ast 1} \times 8.3 / 100) \times 12 \text{月}}{(52 [\text{週}] \times 38.75^{\ast 2} [\text{時間}]) - (\text{年間の休日の日数}^{\ast 3} \times 7.75^{\ast 2} [\text{時間}])}$$

※1 給料表に掲げる額に1.01571を乗じた額(1円未満切り捨て)

※2 再任用短時間勤務職員・任期付短時間勤務職員については、
38.75時間 → 週当たり勤務時間、
7.75時間 → 週当たり勤務時間 ÷ 5
となります。

※3 令和4年度は、**18日(139.5時間)**となります。(令和3年度:147.25時間)

- 2 令和4年度における交通用具使用者(併用者を含む。)に係る通勤手当の月額算定方法について

2,000円 + (認定距離[km・端数切捨] - 2km) × 加算額※

※ 令和4年度は、**630円**となります。(令和3年度:550円)

担当 給与制度担当
電話 048-830-6667